

地方自治は民主主義の学校

町は非を認め「公民館使用不許可」取り消し

「同和行政を考えるつどい」をめぐり、2月2日不当にも甲良町公民館の使用が不許可とされました。しかし、松元たけしさんの不服申立などにより「不許可」が取り消され、予定通り「つどい」を開くことができました。

不服申立に際し、大橋公民館長の発言については、公平・公正なまちをつくる会代表の松元さんは19日、山崎町長と藤原教育長に申し入れました。その抜粋・要約は次のような内容です。

「町の利益に反する団体」とは何ですか

大橋館長は2月13日次のような発言をしています。

松元たけしが「町に、行政に引く（批判的な）会議には拒否をするのか」と質問したところ、大橋館長は「それは、ありうる」と答えている。（11時6分）

また、こんどは、4時30分ごろ松元たけしが不服申立の口頭陳述の問い合わせを行なった際、大橋館長は「町の利益に反する団体にはお貸しできない」とも答えている。

大橋館長は、5日、使用不許可の理由として「特定の政党の利害に関する事業を行い、・・・」に該当するためと説明。

ところが不許可決定が2日、「公平公正の会」のチラシ発行日が3日である矛盾をつかれると、今度は民主主義にも全く背く「使用不許可」の理由を並べるに至りました。

「地方自治は民主主義の学校」と言われま

す。町内で暮らす住民の考え、立場、思想・信条・宗教などは様々です。それぞれの違いを認め合って生活し、協力し合っています。

行政が行なう諸行事や方針にも批判的見地の言動は憲法で定められた民主主義の原点です。ましてや行政権力の間違いを正す言論の存在こそ、健全な民主主義の証明ではないでしょうか。

社会教育法の規定に基づいて、いやしくも「町の利益」を恣意的に特定してはならないと考えます。

申し入れ書では山崎義勝町長と藤原新祐教育長に次の3点を質問し、回答期限は27日までとしました。

- 1、公民館長が、松元たけしに「町の利益に反する団体にはお貸しできない」旨回答（発言）していることを認知しているのか。

- 2、「町の利益に反する団体にはお貸しできない」旨の回答は町長ならびに教育長の公式見解か。

- 3、松元たけしが、行政に批判的な団体や活動には公民館の使用を拒否するのか、と尋ねた際、大橋館長は「それもありうる」と回答したが、これは社会教育法の精神に反し、全く民主主義から逸脱した発言・態度だと認識するのか。

2日現在、回答は届いていないと言います。

西澤議員の話

会場使用不許可のねらいが「歪んだ同和行政は終結」をかかげる「つどい」の妨害にあつたのではないかと考えられます。開会予定直前の23日（金）の朝になって「使用不許可」が取り消され、藤原教育長、野瀬総務主監は「行き違いでご迷惑をおかけしました」と表明。「タブーの扉」がひとつ開いた実感があります。しかし、肝心の公民館長からは一切のお詫びの言葉もありません。全体の奉仕者」の資質を疑います。

今回、民主主義の問題はあいまいにしてはならないことを教えてくれたと思います。

「しあわせ署名」27,430筆 ご協力ありがとうございました

新幹線新駅建設などムダ使いをやめて、介護保険料の引下げや中学校卒業までの子どもの医療費を無料にすることなどを求めた「しあわせ署名」を2月19日県議会に提出しました。この請願署名は現在開会中の県議会で審議され、県民の願いに忠実なのはどの議員・政党で背を向けるのはだれか、明確になるものです。

5日から3月議会はじまる

議会運営委員会が2月26日開かれ、平成19年度予算案などを審議する3月議会の日程を以下の通り確認しました。

- 5日（月）本会議：開会、議案提案など。
- 7日（水）予算研究会
- 8日（木）一般質問通告しめきり
- 9日（金）総務文教常任委員会
- 12日（月）民生産業建設常任委員会
- 15日（木）本会議：一般質問
- 19日（月）本会議：委員長報告、質議、討論、採決など（最終日）

甲良民報

2007年3月4日 351号
発行責任：日本共産党甲良町支部
代表：西澤伸明 甲良町在士463
Tel.Fax38-4949
Eメール info@jcp-nobuaki.com
のぶあきホームページ
<http://www.jcp-nobuaki.com/>

